

日本脳炎不活化ワクチン

動生剤基準の日本脳炎不活化ワクチンの 3.5.3、3.5.6 及び 3.5.7 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、小分製品について同基準の日本脳炎不活化ワクチンの3.3.2 の規定を準用して試験を行うものとする。